

高萩・北茨城広域工業用水道事業工業用水道料金免除措置規程

平成22年4月23日

規程第4号

改正 平成22年8月19日規程第5号

令和元年10月1日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域工業用水道事業条例（平成元年高萩・北茨城広域工業用水道企業団条例第1号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づく料金の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(対象)

第3条 料金の免除の対象となる企業等（以下「企業等」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる工業団地の区域内に新たに土地を取得し、当該取得の日から2年以内に、工場等を新設し、及び工業用水道の受水を開始する者。

- (1) 中郷工業団地
- (2) 南中郷工業団地
- (3) 赤浜工業団地

2 前項の規定による土地の取得は、所有権、地上権及び賃借権の権利の取得とする。

(優遇措置)

第4条 管理者は、前条に規定する企業等に条例に定める料金、及び経営経費負担金を、給水開始の日から3年間に限り免除することができる。ただし、超過料金は除くものとする。

(申請)

第5条 前条の規定による免除を受けようとする企業等は、料金免除申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

- (1) 企業等の位置図及び配置図
- (2) 企業等の登記事項証明書（個人事業者にあっては、代表者の住民票の写し）
- (3) 定款又はこれに準ずるものとの写し（法人事業者に限る）
- (4) 会社概要書等事業の概要を示す書類
- (5) 申請時における過去1年間の経営状況を証する書類

(決定)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、必要事項を調査の上、その可否を決定し、速やかに料金免除決定通知書（様式第2号）により企業等に対し通知するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるものほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(企業等の特例)

2 次に掲げる企業等に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「3年」とする。

(1) 平成22年9月1日現在において、第3条に規定する期間内にある企業等で、同日までに第5条の規定による申請を行っていないもの

(2) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、第3条第1項各号に掲げる工業団地の区域内に新たに土地を取得した企業等

附 則 (平成22年規程第5号)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第5号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。